

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	170,000 千円
うち社会保障財源交付金	70,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,402,546 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉費	児童福祉事業	557,721	390,892	3,300	38,869	15,712	108,948
	高齢者福祉事業	39,750	0	0	3,240	4,602	31,908
	社会福祉事業(障がい者福祉、母子福祉)	382,143	280,208	13,500	0	11,147	77,288
	小計	979,614	671,100	16,800	42,109	31,461	218,144
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	114,914	58,500	0	0	7,111	49,303
	介護保険事業特別会計繰出金	164,401	13,329	0	0	19,042	132,030
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	116,371	37,223	0	0	9,976	69,172
	小計	395,686	109,052	0	0	36,129	250,505
保健衛生費	予防対策・健康増進事業	27,246	4,426	3,600	100	2,410	16,710
	小計	27,246	4,426	3,600	100	2,410	16,710
合計	1,402,546	784,578	20,400	42,209	70,000	485,359	

※ 平成26年4月1日より消費税が5%から8%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【地方消費税交付金】 消費税8%のうち1.7%が地方消費税(県税)でその1/2が市町村へ交付されます。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。